

（屋外催しに係る防火管理）

第63条の4 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- （1）防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- （2）対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- （3）対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第67条第7号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- （4）対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- （5）火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前まで（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、消防署長が定める日まで）に、前項の規定による計画を所轄消防署長に提出しなければならない。

※ 改正経過：追加〔平成26年条例第41号〕

#### 【趣旨】

本条は、前条第1項の指定催しを主催する者に対し、火災予防上必要な業務に関する計画（以下、本条【趣旨】及び【解説】において「火災予防業務計画」という。）を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならないことについて定めたものである。

ある催しが指定催しに指定された場合、当該指定催しの主催者には、次の3点が義務付けられることとなる。

- 指定催しにおける防火担当者を定めること。
- 原則として、当該指定催しを開催する日の14日前までに、防火担当者に対して火災予防業務計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせること。
- 原則として、当該指定催しを開催する日の14日前までに、火災予防業務計画を所轄消防署長に提出すること。

本条の制定背景については、第63条の3【趣旨】のとおり、福知山市の花火大会で発生した死傷者事故であることを勘案すると、指定催しに指定された場合は、上記3点を含む火災予防上の措置について十分に留意しなければならない。

#### 【解説】

##### 1 火災予防業務計画の作成等（第1項関係）

（1）指定催しの主催者が防火担当者に作成させる火災予防業務計画に記載する事項は、次のとおりである。それぞれの事項の具体的な記載項目については、「催し等における火気器具等の取扱い及び防火管理に係る運用の手引」（以下、本条【解説】において「運用の手引」という。）を参照すること。

- ア 計画作成の目的
- イ 計画の適用範囲（主催者、運営に関係する全ての者など。）
- ウ 主催者、防火担当者及び露店等の関係者の責務
- エ 火災予防の措置（火気等の使用制限等、火気等の使用時の順守事項、避難経路図、火災等発生時の連絡体制など。）
- オ 放火防止対策

カ 火災発生時における自衛消防体制

キ 自衛消防の活動等

ク 震災対策（震災予防措置、震災時の活動など。）

ケ 対象火気器具等を使用する露店等に関する情報（露店等の開設届出書に記載すべき内容）

- (2) 「指定催し」の主催者は、当該指定催しにおける防火安全対策を防火担当者に指示することにより実施させるが、防火管理全般について一義的な責任を負うのは、防火担当者ではなく「指定催しの主催者」であることに十分留意しなければならない。
- (3) 指定催しを開催する場合には、主催者に対し、火災予防のために①防火担当者を選任する場合の留意点に関する事、②火災予防業務計画に関する事、③火災予防業務計画を作成した際の関係者に対する周知に関する事、④露店等の火災予防に係る対策に関する事、⑤対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火自己点検票（以下、本条【解説】において「自己点検チェックシート」という。自己点検チェックシートの様式の内容については、第67条【解説】を参照すること。）の提示に関する事について、指導を行うものとする。
- (4) 本条では、「指定催し」を対象として、火災予防の措置に関する事、火災予防のための指導に関する事等を規定しているが、指定催しに該当しない催しにおいて対象火気器具等を使用する場合においても、指定催しに係る火災予防措置及び火災予防指導と同様のことを実施する必要がある。対象火気器具等を使用する露店等の関係者及び催し的主催者が催しの開催に当たり実施することは、以下のとおり運用の手引において示されている。

**【対象火気器具等を使用する露店等の関係者が実施しなければならないこと】**

- 1 必ず消火器を準備すること。
- 2 消火器の使用方法について、露店等の関係者全員が事前に確認しておくこと。
- 3 露店等の開設届出を所轄消防署に提出すること。
- 4 自己点検チェックシートにより、周囲の防火安全対策が適切に行われているか点検すること。
- 5 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示すること。

**【催し的主催者が実施しなければならないこと】**

露店等の関係者及び対象火気器具等を使用する者と調整した上で、

- 1 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、消火器の設置を促すこと。
- 2 対象火気器具等を使用する個々の露店等に対し、自己点検チェックシートによる自己点検の実施を促すこと。
- 3 露店等の開設届出を取りまとめ、所轄消防署に提出すること。
- 4 自己点検後、自己点検チェックシートに点検者の氏名を記載し、来場者から見やすい位置に自己点検チェックシートを掲示するよう、対象火気器具等を使用する個々の露店等に促すこと。

- (5) 本項に規定する「露店等」は、次のとおりである。

ア 露店及び屋台

イ 自動車、原動機付自転車及び軽車両（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。）を使用して行うもの

ウ その他これらに類する露店及び屋台

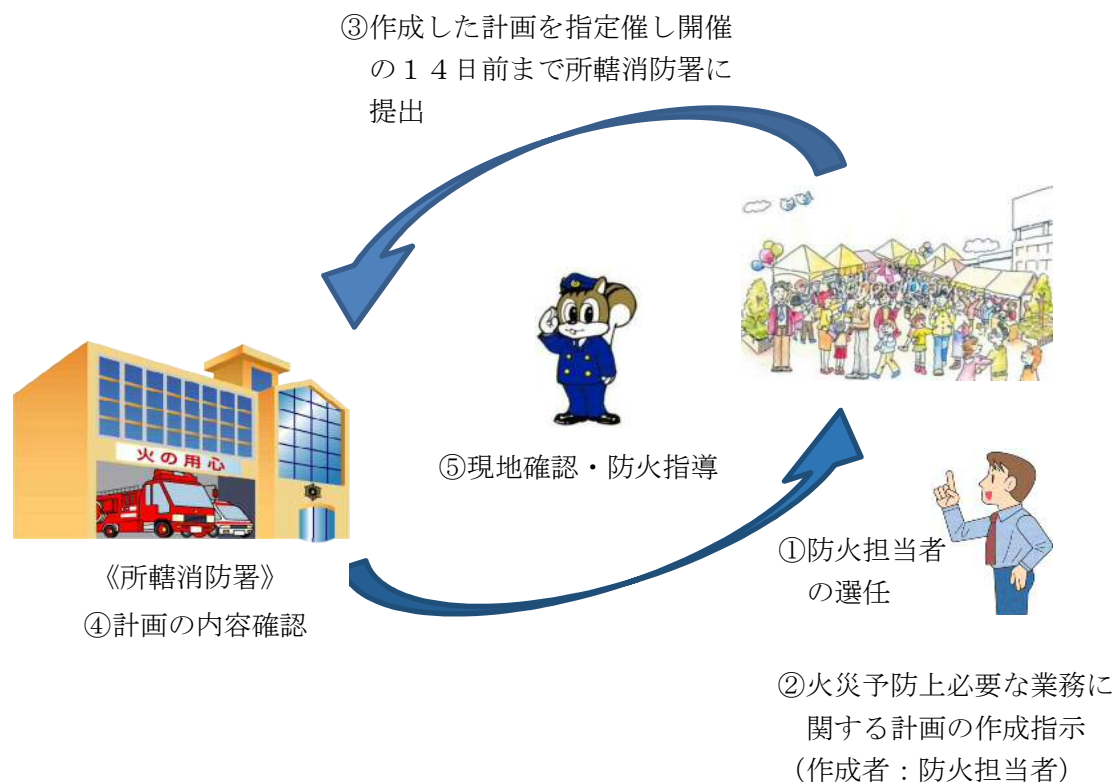
## 2 火災予防業務計画の届出（第2項関係）

- (1) 指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前まで（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合は、消防署長が定める日まで）に、規則様式

【第63条の4（屋外催しに係る防火管理）】

8の4「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」（以下、本条【解説】において「提出書」という。）2通を提出する。

- (2) 提出書を受けた消防署では、規則第17条に基づき、提出された火災予防業務計画の内容を確認する。その際、本条第1項に規定する事項が記載されていない等の不適正な事項があったときは、届出者に確認し、経過欄に確認事項又は指導事項を記載する。
- (3) 提出書を受けた消防署では、当該提出のあった指定催しの開催前又は開催期間中に当該催しの会場確認を行い、必要に応じて防火指導を行う。
- (4) 提出書は、提出された2通のうち、1通に署受付印を押印して届出者に返付する。
- (5) 指定催しを開催する場合の流れを図示すると、下図のとおりとなる。



- (6) 屋外催しに係る防火管理については、本条【解説】のほかに、第22条（液体燃料を使用する器具）及び第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）の解説を参照すること。

### 3 罰則（第74条関係）

指定催しの開催に係る火災予防業務計画を所轄消防署長に提出しなかった場合は、当該催しの主催者に対し、30万円以下の罰金を科することとなる。